

○ 委員長

続いて、35ページのプールについて八児委員の質疑を許します。

○ 八児委員

これについても資料が提出いただいておりますので、質問はございません。

○ 委員長

続いて、川上委員。

○ 川上委員

水泳の愛好者、状況の把握がありますでしょうか、お尋ねします。

○ スポーツ振興課長

水泳愛好者の状況については、利用状況でお答えさせていただきたいと思います。18年度におきましては、健康の森公園市民プール68,570人、穂波市民プール2,229人、筑穂市民プールにつきましては、学校内にございます、一般の方の利用はございませんでした。合計で70,799人でございます。19年度におきましては、健康の森公園市民プール69,737人、穂波市民プール3,696人でございます。

○ 川上委員

35ページのプールについて方向性を説明した内容を見ますとね、飯塚と健康の森市民プールと穂波のB&Gですね、このプールを問答無用で一つに統廃合をすることの是非を検討すると書いておるわけです。問答無用と言うのは、理由が書いてないからです。理由をお尋ねします。

○ スポーツ振興課長

飯塚、穂波の市民プールでございますが、本市には庄内の方に県営のプールもございます。本市の厳しい財政事情を考え、利用者の状況等を考慮しながら、この統廃合の是非について今検討しているところでございます。

○ 川上委員

これは、やはり財政削減ということですか。そうであれば、検討した数字を少し示してください。

○ 行財政改革推進室主幹

プールにつきましても、先ほどと同じ答弁になりますが、経費の削減額につきましては、現段階では試算はいたしておりません。

○ 川上委員

やはり、問答無用ということなんですね。それで、もともと健康の森の市民プールは、市民にあまり断りなしに新築移転したんですよね。利用状況も随分悪かったですよね。それで、飯塚市の一番周辺部に位置しているわけですよ、そこに行く交通手段も、公共交通機関も非常に脆弱、批判的じゃないですか。アンケート皆さんとったですね、公共施設等のあり方についてのアンケート。あの中でも、第一級ですね、行く公共交通手段が脆弱と、行きにくいと、タウンミーティングでも言われたでしょう。そこに、あなた方は他のプールを廃止して、統合する選択肢も持っているわけですね。多分、財政縮減効果については、考えてないんだから、これ以上質問出来ないけど、市民のプール利用についてのサービスについては、どういうことを考えていますか。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 11:47

再 開 11:49

委員会を再開します。

○ スポーツ振興課長

市民サービスにつきましてですが、プールにつきましては、今是非の検討を行っております。どうなっていくかということでは、例えばということでは2ヶ所を1ヶ所ということでお話いただきましたので、そういった事例で考えますと、今後交通アクセスの問題とか、そういったところも、いろんなかたちで住民の方たちの不便にならないように、検討をしていく、もしそういったかたちになった場合には、検討していく必要があるのではないかというふうを考えております。

○ 川上委員

水泳をスポーツというくくりだけでは捉えられない面があると思うんですね。安全に子どもを育てていくうえで、やっぱり水遊びだとか、絶対に必要ですね。地域から、気軽に子どもが水遊びしたり泳いだりする場所が無くなっていってますね。小中学校があるではないかと言われるかもしれないので、小中学校でのプールの利用状況だとかをお尋ねします。

○ 学校教育課長

小学校、中学校それぞれ正課の体育の授業の中で、プール水泳指導を行うようになっておりますので、その点についてお答えをいたします。小学校では、各学年10時間程度実施しております。今ご指摘がありましたように、低学年については水に慣れ親しむということが目的であります。小学校でも高学年につきましては、水泳指導ということになってきます。また、中学校につきましては、第一学年の体育につきましては、水泳指導が必須になっておりますので、全部の中学校につきまして少ないところで6時間、多いところで10時間の実施となっております。2年生、3年生につきましては、現在の学習指導要領では、他の種目との選択ということになっておりまして、選択として全学年取り入れている学校とそうでない学校がありますが、ほぼ全校におきまして水泳指導については実施をしております。

○ 川上委員

今中学校には、水泳部がないところも多いんですね。プールがそもそも無いというのは、穂波西と庄内と顛田だそうですね。それで、この夏、子ども達が学校のプールで水遊びとか水泳をしようとするわけだけど、今年の夏に閉鎖したところがありますね。開放しなかったところがあるでしょう。あるいは、開放しても日数を短くしたところがありますね。基本的には、お金がないからというのが理由のようなんですね。私達が、若い頃は31度とか32度という気温は少なかったんですね。今、36度とか37度とか平気でなるでしょう。川でも昔は泳いでおれたわけですけど、今はそういう状況にないわけですよ。そういう子どもを取巻く環境から言うと、水遊びだとか水泳とかする機会が非常に少なくなってる。一方、子どもの安全の問題で言うと、交通事故に並んで水死というのが多いんです。いろんな要因がありましようけど。泳げれば、その水死が防げたかという問題もあるんですけどね。現実に水死は多いんです。そういったことを多面的に考えて、このプールの問題についてはあたるべきなんですね。学校教育の方、それから児童育成それからスポーツ振興、よく相談して物事を考えていくべきだったと思うんですが、今回のやり方は非常に、基本方針の考え方は非常に乱暴だと思うわけです。本市は、2年前に合併しましたね、18年の3月に合併したんですが、同じ頃ふじみ野市が合併をして、したのはいいんですが、プールを民間に業務委託して18年の7月31日に子どもが吸い込まれて亡くなるという重大事故が起きました。9月29日に、事故調査委員会がレポートを出しているんですね。その中で、委託に伴う管理監督関係が非常にずさんであったという厳しい指摘をしたんですけど、同時にこの調査特別委員会は、公共施設等のあり方について重大な問題提起をした。それは、安全の問題です。地震とかも勿論あるんですけど、市民取り分け子どもが公共施設で怪我をしたり、ましてや亡くなったりすることがないように、きちんとやる必要があるということで、詳細な項目をあげて問題提起をしておりますね。今飯塚市の健康の森公園は、指定管理者制度ということになってますけども、この直営でなくて、ふじみ野の場合は、直営の委託だったんですね、市がやっぱりきちんと命と安全の問題については責

任を負うというふうにしていかないといけないと思いますね。取り返しのつかないことになりかねないと思うんです。それは、学校教育の方も同じだと思うんです。そのことを、指摘しておきたいと思います。いずれにしても、ふじみ野市の事故報告書については、是非参考にしてもらいたいと思うわけです。

○ 八児委員

ちょっと関連で、穂波のプールなんですけども、これが B&G 財団による基礎になっておるわけですね。このことで、B&G との規約とかそういうのがあって、いろいろあると思うんですけど、これは廃止するにあたって、何らかのかたちで支障が出てこないのかどうか、そこらへんどうなっているか分かりますか。

○ スポーツ振興課長

B&G 財団からの寄贈によりまして、今市のほうにございますが、そのところについては、問題はございませんでした。

○ 瀬戸委員

この委員会で聞いてもいいのかなと、ちょっと思ってるんですが、野球場の使用料の問題ですが、使用料が各野球場バラバラだったと思うんですが、それは統一されたんでしょうか。

○ スポーツ振興課長

各施設それぞれ作られました年度も違いますし、規模等いろいろ状況が違います。それで、料金も当然違っております。

○ 瀬戸委員

先ほど川上委員のほうも少し話が出てましたけど、これは要望ですよ。非常に今の市民プールは距離があるんですよ。特に飯塚地区の低学年の小学生は、なかなか自転車で رفتりは出来ませんので、親が連れて行かなくてはいけない。先ほど言われたように、交通手段が無いと、非常に可愛そうなんです。それこそ愛情がないと言われましたけど、愛情のないところに出来たような感じがします。あそこは、滑り台とかあるので、どうしてもあそこに行きたいというんです。せがまれると、どうしても私達も仕事に出かけても送って、また今度帰りは迎えに行かなくてはいけないということで、非常に私どもも不便に、親も感じてるんじゃないかと思います。ひとつそのへんをこれから先考慮していただいて、対処していただきたいなと、これは要望にしときます。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 11 : 59

再 開 13 : 00

委員会を再開します。

○ 委員長

36 ページテニスコートについて、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

テニスコートについては、愛好者の状況についてと、テニスコートの使用状況について聞いておりましたが、使用状況は今日提出資料があります。そこで、愛好者の状況はどうなっておるか、それをお尋ねします。

○ スポーツ振興課長

各テニス愛好者の状況についてお答えします。愛好者につきましては、それぞれ個人、団体等で使用されておりますので、それぞれを各一団体というかたちで19年度実績によりお答えします。市民運動公園テニスコートにおきましては15団体、穂波テニスコートにおきましては6団体、筑穂テニスコートにおきましては中学生がクラブ活動等で利用されております。庄内テニスコートは43団体、潁田テニスコートは1団体が使用しております。

○ 川上委員

ナイター設備があるところがありますか。

○ スポーツ振興課長

ナイターにつきましては、市民運動公園テニスコート、穂波テニスコート、潁田テニスコートがございます。

○ 川上委員

財政削減効果が統廃合の目的ということだと思っておりますが、先ほど提出されました資料によりますと、これにかかる管理費用は、7,740,000円程度ですね。それで、こういうことを統廃合を考える際に、基本方針書く際に、考慮しておりますか。

○ スポーツ振興課長

考慮いたしております。

○ 川上委員

どういうふうにご考慮したか、お尋ねします。

○ スポーツ振興課長

各テニスコートにつきましては、市内今5箇所ございます。あと、筑豊ハイツ緑地のほうもテニスコートがございます。その中で、各管理費用それから本市におきます施設数の状況については、類似団体とも比較しながらですが、検討しております。

○ 川上委員

金額的なことは、あまり考えていないようですね。使用料がありますね、使用料は合計でいくらになりますか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:04

再 開 13:05

委員会を再開いたします。

○ スポーツ振興課長

使用料合計につきましては、1,127,180円でございます。

○ 川上委員

今のやりとりで、あなた方が基本方針にこれを書き込む時、財政削減効果について何も検討していないということが、分かったと思うんですよ。この7,740,000円とか1,120,000円とかというのは、基本方針の時に検討してないでしょう。今までの、午前中から質疑答弁があつていただけで、その中で明らかになったように5つあれば3つ廃止とかね、先ず廃止ありき、統廃合ありきというようなことですね。こういうことで、本当にスポーツが振興出来るのかどうか、やっぱりよく考えないといけないですね。後は、指定管理者制度の問題と施設案内については、省略します。

○ 委員長

続きまして37ページスキー場キャンプ場の質疑を許します。

○ 川上委員

基本方針の37ページですけど、この中で利用数の見込みについて書いたところがあるわけなんです。37ページの内容の上から3行目なんですけど、3行目に今後も利用者増は見込めないことが予想されると書いてあるんですね。何に基づいて、こういう予想をしたのか、ちょっとお尋ねします。

○ 商工観光課長

スキー施設の利用状況の今後の見込みということでございますけど、平成16年からの入場者数の推移を見ますと、平成16年が26,031人、平成17年度が24,073人、平成1

8年度が24,884人、平成19年度21,481人であります。利用者の推移を見ますと、減少傾向にありますことから、今後の利用者増の数は見込めないということでの記載をしております。

○ 川上委員

今、実績から減少傾向だと言われたんだけど、26,000、24,000、24,000、21,000なんですね。それで言われたんだけど、この文書の中には、そういうこと何も書いてないんですよ。実績を考えてみるとか、何もないわけです。少し聞きますけど、九州各地や中国地方に天然スキー場が数多く設置される中でとありますね。サンビレッジがスタートしてからこっちな、天然スキー場が数多く設置されたんですね、あなた方の認識では、どこに設置されていますか。

○ 商工観光課長

現在の九州、中国地方のスキー場の設置につきましてですけども、九州がこのサンビレッジ苗を入れまして5ヶ所、それから中国地方につきましては、現在38ヶ所ほど設置をされております。今質問者言われます平成2年以降につきましては、把握をしておりません。

○ 川上委員

サンビレッジの人工スキー場がスタートして以降、あなた方は天然スキー場の設置を把握してないんですね。把握してないのに、数多く設置される中というふうにどうして書いているんですかね。

○ 商工観光課長

現在、設置を多くされているということで、平成2年以降に設置されたということではなく、現在多く設置されているとの記載であります。

○ 川上委員

そしたら、社会的何とか的状況の変化はないんですね。社会的経済的状況の変化はないんですね。それについてはね。もともと、スタート時にはそういうことがあったということでしょう。なら、ここに書き込む必要はないでしょう。それから、趣味の多様化と市民ニーズが大きく変化しと、これはどういう意味ですか。

○ 商工観光課長

現在、レジャー施設等も数多く増えておりますし、また交通機関等の発達によりまして、県外県内への、それから国外への観光者の流出が多くなっております。また、いろいろな市民のニーズが増えておりますので、そういうことでの趣味の多様化ということでの記載をしております。

○ 川上委員

サンビレッジ苗の経営報告書が6月議会に出されましたけどね、こういうこと書いてないんですね。がんばりますと書いておるじゃないですか。サンビレッジ苗の財団が目指す方向を今度の基本方針は否定する立場なんですかね。

○ 商工観光課長

財団が示しております方向性を否定するものではなくて、現状をとらえた中での方向性をここには記載をしております。サンビレッジ苗につきましては、スキー場以外にキャンプ場等もございまして、全体を考えた中での方向性につきましては、今年の6月に報告させていただきました中に記載をしております。

○ 川上委員

あなた方は、これを読んでいるでしょう。矛盾してるんですよ。それで、この3行から出てくるのは、経営的に厳しくなる状況が想定されるので、自治体として経営することが必要かどうか考えるとなってるわけですね。これは、民間に譲渡するということでしょう。そういうことでしょう、検討する方向性としては。

○ 商工観光課長

スキー場につきましては、九州各地や中国地方に先ほど言いましたように、天然スキー場があり、また近年利用者の趣味も多様化しまして、大幅な利用増が見込めないことが予想されます。自治体による経営では、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応することが難しく、民間のノウハウにより住民のサービス向上と経費の節減等を図ることが望ましいと考えております。そういうことから、現在指定管理者制度を導入しておりますし、今後は民間移譲についてもひとつの案として検討したいということでの記載であります。

○ 川上委員

よく考えてくださいね。あなた方は、天然スキー場が数多く設置されており、市民のニーズも変わったと、だから利用者の増は見込めないと、財団は厳しくなるだろうとは書いてないけど、そういうことでしょうか、あなた方が言っているのは、ここスキー場経営するのは、大変なことだということ言ってるわけでしょうか。そして、民間移譲について検討すると言うんでしょう。その民間は、スキー場を運営するんですか。それとも、三郡山の山ろくのあの土地を売るといふことなんですか、どっちなんですか。

○ 商工観光課長

この民間移譲についても、今後合わせて検討していきたいということでございますので、即民間移譲するという考えではありません。

○ 川上委員

そういう答弁はまずいでしょう。あなた方は、基本方針の中で検討する必要があると書いてるんですよ。検討する必要性が、どういうふうにあるのかと議論しているのに、まだ決まってないから答弁しないみたいなことじゃ変ですよ。この基本方針は、指定管理を受けている財団と何か話し合っ、この基本方針を決めたんですか。

○ 商工観光課長

財団の方とは、協議はしておりません。

○ 川上委員

そうですか。財団が、この基本方針見て何か意見とか要望とか言ってきてないですか。

○ 商工観光課長

財団の方から、要望等については伺っておりません。

○ 川上委員

キャンプ場がありますね。キャンプ場の利用状況をサンビレッジの方と、関の山憩いの森と合わせて答弁してください。

○ 商工観光課長

サンビレッジ側のキャンプ場につきましても、商工観光の方が所管しておりますので、サンビレッジ側の方だけを、先に利用状況報告させていただきます。キャンプ場の利用状況につきましては、宿泊施設それから研修施設を合わせまして、平成16年度が11,335人、平成17年度が12,442人、平成18年度が10,627人、平成19年度が10,257人です。若干減少傾向にありますけれども、現在も多くの方が利用していただいております。

○ 中央公民館長

関の山憩いの森キャンプ場につきましては、中央公民館の方でお答えさせていただきます。平成19年度の利用状況につきましては、71団体902名の利用がっております。ちなみに、平成16年度は1,500人、平成17年度は895人、平成18年度は733人の利用となっております。

○ 川上委員

サンビレッジと関の山と分かれると思うんですけども、廃止によってどういう財政削減効果があるか検討していますか、お尋ねします。

○ 商工観光課長

サンブレッジ茜につきましては、先ほども言いましたように大変多くの方が利用されておりました、小中学校の野外体験学習授業や子ども会、スポーツクラブ等で、青少年健全目的の関係で利用されております。現在の段階では、廃止という考えは持っておりません。

○ 中央公民館長

関の山憩いの森を仮に廃止した場合でございますが、現在維持管理委託業務といたしまして約600万円の費用がかかっております。その分の削減効果が見込まれると考えております。

○ 川上委員

先ほどプールのことも言いましたけどね、川とか湖とかいうのもありますけど、山というのも子どもが育っていくうえでは大事なところと思うんですよ。特に、関の山憩いの森、これ考え方見ますとね、利用者が少なくなっており、しかもそれが市外の方だということになってるわけですよ。廃止を考える前に、こんなに立派な施設があるんですから、市民に使ってほしいというような働きかけと言うか、宣伝と言うか、やってるんですかね。

○ 商工観光課長

サンブレッジ茜のキャンプ施設につきましては、バンガロー10棟テント10区画等整っておりますので、こういう利用につきましてはホームページ等での周知の方を行っております。

○ 中央公民館長

関の山憩いの森の宣伝、案内の関係でございますが、現在ホームページに載せまして、案内見取り図とか、そういうものをホームページ上で公開しております。また、予約申請時に案内見取り図とか利用に関する手続きの諸注意事項などの資料を配布しておるところでございます。

○ 川上委員

今の関の山の方は、案内とか言うのは市内の方にしてるということでしょう、今の方法だと、だからそれなのに県内市外からが多くて、地元は少ないということであれば、やり方がまずいんじゃないですかね。だから、もっと有効利用というのであれば、担当課の方で必死になって使ってくださいという案内を市民にしていくなどの努力の方が、我々が持っている財産を市民のために有効に使うという点で言えば、有効じゃないですか。だいたい600万円というのが、どういう額かということがありますが、解体しようとか、森林ですから原状回復しようと思えば、相当なお金がかかるでしょう。そのことを指摘しておきたいと思います。

○ 梶原委員

引続き、スキー場キャンプ場についてお尋ねします。サンブレッジ茜の存続についてですけど、市のとらえ方としてはレジャー施設としてスキー場キャンプ場としての取り扱いのようなふうに思われるわけです。というのが、担当課が商工観光課で、観光施設として取り扱ってられるように思われます。しかし、現在の利用状況を見ますと、学校教育においては野外学習授業として年間に130校、また子ども会やスポーツクラブ、その他の社会教育団体が年間約150団体ですか、多数の青少年健全育成活動の場として、国立夜須高原青少年自然の家、また県立英彦山青年の家と並んで、広く県内の社会教育団体の利用を頂いております。その面で見ますと、今後の展開でございますけど、市としてはこれをレジャー施設としてとらえてあるのか、生涯学習の場としてとらえてあるのか、回答をお願いいたします。

○ 商工観光課長

サンブレッジ茜につきましては、三郡山のちゅうふくの標高400mに位置しまして、全天候型のスキー場、それからバンガロー等のキャンプ場を備えた自然豊かなレクリエーション施設として親しまれております。平成2年に勤労者等の余暇施設として建設されたもので、当時は大変多くのお客様に来ていただいております。近年、多様化するレクリエーション、利用者ニーズにより利用者が減少傾向にあります。現在財団法人サンブレッジ茜を指定管理者として経営改善、サービス向上を図るなど観光施設として誘客に努めているところであります。今、質

問者言われますように、スキー場につきましては、観光的要素があるということで、観光施設としてとらえておりますけど、キャンプ場はじめサンプレッジの施設につきましては、青少年の健全育成を目的に小中学校の野外体験学習授業や子ども会活動など生涯学習施設として利用されている施設もあります。今、質問者が言われましたように、教育施設としての要素も多いと思いますので、今後関係部署と協議を行いながら考えていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○ 梶原委員

将来を担う青少年の、健全育成に更なる貢献ができるような施設の充実を図っていくことが重要でございます。今後、実施計画においても飯塚市の個性、特色、魅力を、創造を発信するための施設として、十分に検討していただきたいという筑穂自治会連合会の要望も出ておりますので、どうぞご検討をお願いいたします。

○ 芳野委員

この方針だけを読みますと、自治体がスキー場を継続して経営するのは如何かと、あるいは民間移譲についても検討するべきじゃないかとかいうことで、早くスキー場を切っ飛ばしてしまえというようなことが書いてあるのかなと思っておりますけど、今聞いておりますと違った方向でいけば、十二分に自治体としてまだまだ持っておりますよということで、とらえてあるようですが、そのとおりでよろしいでしょうか。

○ 商工観光課長

サンプレッジ茜全体を考えますと、今質問者言われますように、今後いろいろな角度から検討をしていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○ 芳野委員

この中で、民間移譲についても合わせて検討する必要があるという文言があるわけですが、こういう施設で民間移譲してやっている施設がありましたらお知らせください。

○ 商工観光課長

大変申し訳ありませんけど、現在把握しておりません。

○ 芳野委員

私が把握しておる中では、人口スキー場というのは九州に4ヶ所あったわけです。サンプレッジ茜、それから那珂川のグリーンピア那珂川、南関のセキヤヒルズ、宮崎のエトランドという4ヶ所ありましたが、セキヤヒルズというのだけが民間が経営しておったわけですが、一番に閉鎖をいたしました。次に、平成18年3月31日にグリーンピア那珂川が閉鎖をするわけですが、その時も同じように民間に経営移譲したらどうかとか、売却をしたらどうかというような論議がなされておるわけでありまして、その中で、地場大手の業者の方が数人入られまして一緒に検討をして、民間移譲の募集を募ったところ、1社もありませんでした。それから、2年5ヶ月ぐらいしか経っておりませんので、たいして状況は変わらないと思っておりますので、この方針というのはちょっと実行性に乏しい方針が出されているのではなかろうかと考えるわけです。であるならば、先ほど梶原委員がお話をされておりましたように、違った方向性で十二分に検討していただくということを、切にお願いをいたしまして発言を終わります。

○ 委員長

続きまして、38ページの艇庫、ゲートボール場について、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

艇庫については、老朽化が進んでおって、大規模改修が必要になってくるということなんですけど、艇庫というのはどういう施設ですか。

○ スポーツ振興課長

艇庫と申しますのは、カヌーとかボートとか、そういったところを保管するところでございます。



○ 川上委員

そこは、倉庫ですね。その施設の中で、カヌーの練習をしたりするんじゃないんでしょう、倉庫でしょう。そうすると、大規模改修というのは、どういう大規模修繕改修、どういう修繕が必要になるんですか。そしてその費用は、どれくらいと見込んでいるんですか。

○ スポーツ振興課長

大規模改修というかたちで考えています分につきましては、実際カヌー、ボートその他関連するものの保管的要素の高い施設でございます。それで、今後屋根とか建てられて現在25年を経過しておりますので、だいぶ古くなってきております。その中で、外壁、屋根の補修等で大きな修繕をしていく必要があるんじゃないかというふうに考えております。

○ 川上委員

カヌーというのは、かなり高額ですね。本体はね。それで、きちんと管理する必要があるんでしょうけど、何千万円もかかるんでしょうか。そんな話じゃないでしょう。だから、ここで艇庫を関係団体に押し付けたりする理由に、古くなったとか、大規模修繕改修が修繕工事が必要とかねいうのも言い訳にならないでしょう。ここに、飯塚市カヌー協会と書いてあるんですが、大分の方では子どもと遊ぶ会だとか活動をされていて、カヌーのいろんな活動をされてますよね。ご存知だと思います。子どもさんたちも、大変喜んでいるじゃないですか。大人も使うんでしょうけど、ちょっと、率直に言って、こういういかげんな理由付けで、関係団体に負担を押し付けるというのは、おかしいなというふうに思うわけです。それから、ゲートボール場です。ゲートボール場については、少し整理をしようじゃないかということのようですが、例えば目尾の健康の森公園のゲートボール場など、屋根付きのね、あるわけですが、こういうところも含めてどういうふうにしていきたいと考えておられるのかお尋ねします。

○ 都市計画課長

健康の森公園のゲートボール場につきましては、屋内2面屋外2面ということで、整備しております。今現在利用につきましては、18年度が3件、19年度1件と、いずれにしましても市民体育大会などで使用されており減免と、それでしかも、65歳以上の方が8割以上の場合は減免するという要綱を作って利用していただいております。これは、主に幸袋地区老人会を中心に年間を殆ど通じて貸しておるわけですが、このゲートボール場につきましては、このまま利用を存続したいというふうに思っております。

○ 川上委員

ちょっと関連してですが、タウンミーティング、二瀬で行われておりまして私も傍聴しました。九工大の前の川津の公園ですね、あそこにグランドゴルフを作ったらどうかと、要望でしたね。部長が、現地調査もして検討しますという答弁をされておったと思います。また、私は幸袋のリサーチパークの横のアメニティゾーンがありましたね、あそこの調整池、あそこが草がボウボウでしたので、草が刈れませんかというお話を市にするために、地元の方とお話をしていたんですよ。自治会長さんが、グランドゴルフをあそこの調整池整備して出来るようにならないだろうかというお話もされてました。それで、私がゲートボールとグランドゴルフの違いが分からなかったの、少しお話を聞いたら分かったんですが、ゲートボール場ほど整備が完璧じゃなくてもいいんですね。それで、もっとゲートボール場の整備にお金がかかるのであれば、少し工夫してグランドゴルフ場にするとかいうようなことも考えることが出来るんじゃないかなと思うんですけど、村瀬部長はどうお考えですか。

○ 都市建設部長

先ず先般の二瀬公民館でタウンミーティングの折に出た件でございます。一応出ました後で、他の要望もありましたものですから、現場確認もさせていただいて、都市計画とも打合せをさせていただいております。状況としては、面積とかそういったものがいろいろ十分であるのかどうかというのもありましようし、また一つ公園敷として設置されておる中で、用途変更の中

で果たしてグランドゴルフ場、あるいはゲートボール場というふうなことで目的を変えることが、若干無理があるなというふうなことで、今の段階ではそういうふうな状況におるところでございます。

○ 川上委員

よく言われますけど、これも無理あれも無理と言え、そうでしょうけど、タウンミーティングで折角出た意見でもあるし、幸袋の話は私が今初めて伝えたんですけども、もう少し検討してもらったらどうかと思うわけです。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:38

再 開 13:50

委員会を再開いたします。

○ 委員長

39ページ保育所について、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

保育所の問題については、39ページに方向性と内容が書いております。このうち、内容の方で市の方針として統合等に伴って廃止が決定された保育所の跡地についてはということで、いろいろ書いてあります。これ読んでおりますと、旧飯塚が合併前に廃止決定した中央保育所の跡地の取り扱いとだいたい同じような考え方になっておるようなんですよ。そのとおりかどうかお尋ねします。

○ 保育課長

平成21年度4月1日より穎田第1保育所と穎田第2保育所が統合し、新たな穎田保育所を建設いたします。現在の穎田第1保育所と第2保育所につきましては、平成21年度4月から行政財産から普通財産に所管替えとなります。後の売却、貸与につきましては、市として検討してまいります。

○ 川上委員

そうすると現在の第1、第2保育所については、いろいろ地元の方々に民間譲渡あるいは売却までの間は、いろいろ使っていただきたいということでPRするんですか。

○ 保育課長

PRとかまで、まだ考えていませんけど、4月1日から先ほど言いましたけど、平成21年度4月1日よりの行政財産から普通財産に替わりますので、市として売却また貸与については、検討してまいりたいと思います。

○ 川上委員

私は、中央保育所の経験から言っても、民間売却までの間、地域の人を使うなら使ってもいいですよと、だいたい給食施設もあったりしていろいろ集まりやすいということもありましょうし、だいたいが災害拠点にもなる可能性もあるんですよ。ところが、中央保育所の場合は、ご存知のようにみんなにもう凄く喜ばれておったその最中に、売却を決めていくわけですね。そういうふうな、貸しておって皆が喜ばれておるといふ時に、やはり民間売却しますか。

○ 保育課長

先ほどから言っておりますけど、行政財産から普通財産になりますので、その点につきましては、市として検討していく必要がありますので、財産審議会などをおして売却か貸与については、考えていくことになると思います。

○ 川上委員

一旦貸与したら、買い手がついたら諦めてねというんじゃなくて、地域の振興に役立つように、そのまま使っていただくというようなことも考えてみる必要があるんじゃないかと思う

んですが、それは穎田の第1第2のことですね。それで、この基本方針読んでますとね、穎田第1第2以外に、廃止を予定している保育所はどれくらいあるんですか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:54

再開 13:57

委員会を再開いたします。

○ 保育課長

今、委員ご質問の件につきましては、後日25日の厚生文教委員会がありますので、その中で公立保育所運営検討委員会の諮問についてご報告させていただきたいと思っております。

○ 川上委員

大変失礼な話と思うんですけど、ようするに、あなた方が考えている廃止保育所というのは、穎田の第1第2統廃合による、あるいは新設による、廃止だけではないということを書いているんですね。他にも廃止予定のところが出てくるというふうに読めるわけですよ、この文書は。その一方で、民営化、ここ書いてますね、今作ろうとしておる新しい穎田保育所、これも民営化対象になるでしょう、あなた方の立場から言えば、何億円もかけて完成させて1年だけ公立ですね。場合によっては、今あなた方が市民には傍聴を認めないでやろうとしている公立保育所あり方検討委員会、都合の悪い人には傍聴をさせないと、そういうことを堂々とやってるわけだけど、その対象の中にこの新しい穎田保育所、出来たばかりの、これも含めるでしょう。だいたい去年の夏8月に、あなた方は公立保育所については、次世代育成の基本計画、その提言書に基づいて審議を進めていくと、そして最低6は残すと、公立として、旧飯塚に2、穂波、筑穂、庄内、穎田には一つずつ必ず公立を残すというようなことを言ってたでしょう。言ってたんですよ、市長。ところが、12月になると最終的に公立で残すのは1ヶ所程度と市長が答弁されましたね。則松部長は、まさにそのとおりと言ったわけです。どちらが本当なのかです。だから、いずれにしてもあなた方が出している、基づくと言っている提言書、この中には、公立保育所を1ヶ所にするとか、無くしてしまうとか何も書いてないんですよ。公立保育所の役割を強調してるんですよ。ところが、実態的には何故か分かりませんが、市民に隠れてこそごとと、どの保育所を民営化しようとか、そういう議論を今やろうとしてるわけです。市長はそのことをご存知でしたか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:01

再開 14:02

委員会を再開いたします。

○ 川上委員

公立保育所あり方検討委員会が市民に従って議員にもですけど、傍聴を認めないまま本当に言いますけど、こそごとこれからどこを民営化しようかということをお話しようとしてるわけです。市長が任命した方々が、そういうことを5人満場一致で決めてるわけです。これは承知しておいてください。どういう事情か、市長の責任で調べてもらいたいと思います。私は、情報公開条例の16条だとか8条とかいろいろ言うけども、該当しませんね、これは、だから飯塚市政にとっては非常に恥ずかしいことだと思います。今まで、介護認定関係だとか、特定個人、本当に個人の情報が取り扱われるところには、非公開というのもあったでしょうけど、こういう大事なことを非公開でこそごととやるというのはあり得ない。去年は、堂々と公開でやってたじゃないですか。市民に見られて悪いことが何かあるのかと、こういうふうになってくるわけです。この点は、私は厳しく担当部、担当課に指摘しておきたいと思います。

○ 委員長

40ページの児童センター、学童保育所について川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

児童センター、児童館及び学童保育所40ページですけども、最初にどうも児童センターと児童館及び学童保育の法的な位置付けに、基本方針の中で文書で書いているわりには、混同しているところがあるかなと思われまますので、法的にはどういう位置付けであって、具体的にはどういうふうに運営されるべきものなのか、どう考えておるのかお尋ねします。

○ 児童育成課長

先ず、児童センター館の法的な根拠でございますけど、児童センター館につきましては、児童厚生施設でございます。児童厚生施設は、児童遊園それから児童館と児童に健全な遊びを与え、その健康を増進しまた、情操を豊かにすることを目的とする施設となっております。次に、放課後健全育成事業児童クラブ事業でございますけど、これにおきましても児童福祉法第6条の2の2項に規定されております事業でございます。この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就業している概ね18歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者に政令で定める基準に従い事業終了後に、児童厚生施設等の施設を利用して、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業ということになっております。

○ 川上委員

現在、この児童館を学童保育所として使っておるところが何ヶ所もありますね。こういった所では、例えば小学校低学年の子ども達が、児童館のフロアで遊んでいるところに、お兄ちゃん達が来てバスケットボールをして、つい押し倒してしまうとかね、矛盾があることもあるわけです。その矛盾をどう解決するかというのが、本来今問われているところなんですね。ところが、飯塚の場合は学童保育所を児童館にするという考え方があるわけですね。学童保育所を、児童館に転用すると、今まで低学年だった人だけがいたところに、18歳未満の子ども達が来て遊ぶことが出来るようになるわけですね。どういう事情が生じるかということが問われるんですが、実際既にやってるようですから、どういう状況にあるかお尋ねいたします。

○ 児童育成課長

先ず、学童保育所を児童館に転用した考え方でございますけど、本市におきましては放課後児童健全育成事業を、児童厚生施設であります児童センター館及び学童保育所で実施をしてまいりました。学童保育所は、放課後児童健全育成事業を実施するための専用施設でありましたが、これにつきましては、特定に児童に対して設置し、限られた利用をされておりましたことから、学童保育所を児童館という位置付けを行いまして、一般の児童の施設利用を可能とし、地域の方との交流を図りながら、青少年の健全育成がより推進出来るよう、より施設を多機能化させ施設の有効利用を図ったものでございます。現在の利用でございますけど、学童保育所を児童館に変えたことによりまして、現在穂波地区でございますけど、平成20年の8月20日現在で、166名の利用がっております。一般の児童と児童クラブの児童とのトラブル等はあっておりません。

○ 川上委員

トラブルが起こってないのは、指導員の方達がかんばってるからですよ。指導員の方は、分かると思えますけど、小学校低学年中学年の子ども達の姿をいつも視野に入れておかななくてはならないでしょう。こっちの子と遊んでやったり、こっちの子に宿題を教えてやったり、何かゲームをしたり、食べ物も用意してみたりとか、そういう状況でそういう意味では私はてんでこ舞いと思うんですよ。そういう状況の中で、新しい別の制度の要因が生まれてきた時には、大変な注意が要求される、責任も求められる、だから学童保育が一番は子どもの命を預かっているということなんですね、放課後の間、それが障がいになるようなことが生まれるなら、それをカバー出来るだけの人員配置だとか、施設的な改善とか、いろんなことをしないとイケな

と思うんですね。それで、この40ページの学童保育のところの考え方、児童クラブのところの考え方見てみると、中ほどから下に、またから以下のところがあるでしょう。児童クラブ集団の規模はというところですよ。ここから下まで読んでみると、私はこういうふうに読めるわけです。71人以上のところは、国の補助金が廃止されると、従って廃止されるけれどもガイドラインに則った事業展開を行うためには、施設や指導員の確保が必要になってくると、当たり前ですね。そこからなんです、問題は、では確保のために自治体を何をどれだけのことをするのかということを書かないんですよ。完全委託化と書いているんですよ。財政逼迫の折りとか言うんでしょうけども、お金を出さずに規模は大きいまま民間に完全委託化しましょうと、これはどういうことになりますか。放課後児童健全育成事業を充実することになりますか、それとも手を抜くことになりますか、私は手を抜くことになるんじゃないかなと思うんです。考え方をお尋ねします。

○ 児童育成課長

規模についてでございますけど、放課後健全育成事業は、児童福祉法に基づく事業であります。先ほど、ガイドラインのことも話されましたけど、保育所のように職員の配置、それから設置の面積規模などは最低基準がないという中から、国は望ましい方向を示したものとして、放課後児童クラブガイドラインを示しております。ガイドラインによれば、児童クラブの集団の規模は最高で70人としています。本市におきましては、児童センター館で実施しておりますが、利用者が年々増加しておるため、数年前から小学校の協力を得ながら余裕教室を利用し、分割の運営に努めていっているところであります。今後も、教育委員会と調整を図りながら、ガイドラインに沿った運営をしていきたいと思っております。

○ 川上委員

保育所もですけどね、この学童保育の問題についても、待機児童だとか今後増えてくる危険性が高いと、増えてくると、それでそれをきちんとカバー出来るシステムを作ろうじゃないかという議論をしてますね。そのシステムのあり様については、意見が沢山あるんですけど、これは例えばトヨタの九州工場8,000人働いているうち、800人の派遣労働者を8月1日から契約解除しましたね。飯塚にも契約解除になった方がおられると思います。そういう状況を知りながら、基本的には女性の社会進出というか女性が外で働かないと家も成り立たないし、労働したいという意欲もあると、そこにポイントをあてて日本経団連だとかいろいろ書いてますね。それから政府の骨太も、そういうことを書いているでしょう。そういう中で、保育所もそうですけど、学童保育所の役割は大きくなっていくことが当然考えられるわけです。その時に、お金を浮かせていこうという発想からだけで、71人を超えると民間完全委託化でいこうじゃないかというような考え方では、誰が飯塚に住みたいと思うかということになるんですよ。泳ぐところも無ければ、キャンプするところも無い、だから子どもの問題では、とにかくお金削減ということを先にありきじゃない考え方をする必要があると思うんです。それから、最後のところですけども、学校教育施設についてお尋ねした折に、学校施設の複合化、多機能化という議論をしましたね。ここでもあるわけですね。この学童保育を、学校施設の複合化、多機能化の流れの中で、どういうふうに位置付けていくんでしょうか、お尋ねします。

○ 児童育成課長

学校施設の複合化、多機能化でございますけど、基本方針において複合化、多機能化の強化を図ることが出来る施設、設備等の共有が可能な施設については、積極的に複合化、多機能化を推進するとなっておりますことから、児童センター館につきましても基本方針の方向性を確認する中で、教育委員会と連携をとりながら学校の整備計画と合わせて検討を進めていきたいというふうに考えております。

○ 川上委員

学校施設の中に、児童館だとか学童保育所を入れてしまうという考え方ですか。

○ 児童育成課長

先ほども申しましたが、基本方針の方向性を確認しながら、また教育委員会とも連携をとりながら検討を進めていくというふうに考えております。

○ 川上委員

担当課が答えられないような言葉を書かないで、意味の分からないのは削ったらどうですか。現在でも学校の一部を借りてますとか、運動場に置いてますとか、これが複合化だとか多機能化だとか言う人もいるらしいけど、全然そういう意味ではないでしょう。ですから、何か流行言葉のように適当に入れておけるような文書作成は、いただけないというふうに思うわけです。質問を終わります。

○ 江口委員

関連。

○ 委員長

江口委員。

○ 江口委員

すみません。児童センター、学童保育所の方向性の①の中に完全委託化に向けた取り組みが必要であるという記述がございます。この委託ないし指定管理者導入に対してその受け皿となるべきところは、どのようなところをお考えなのかをお聞かせいただけますか。

○ 児童育成課長

完全委託でございますけれども、放課後児童健全育成事業につきましては、本年度から飯塚市青少年健全育成連絡協議会にいま委託運営を行っているところでございます。青少年健全育成団体は、有志による青少年の健全育成を願うボランティア団体であり、このことから行政も連携を図り、支援を行い、事業を実施しているところでございます。今後は基本方針にありますように青少年健全育成団体の協力を得まして、これまで養っていただいた健全育成施策のノウハウを発揮していただいて放課後健全育成事業の充実に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○ 江口委員

今すでに完全委託をしているというお話なんですけど、本当にその団体が受けるに足る能力があるかどうかという部分がやはりまだ心配が残るわけです。以前もその話を差し上げたかと思えます。先ほどもスポーツ振興課の話の中で、体育振興会の話がありました。きちんと育てた上で、というお話がありました。その部分について慎重な部分が必要なんだと思っています。もうすでにやったというふうな形ですが、それについて本当にそのままやっていいものかどうか。例えば事故がある等々、あったときにどうなるのか、そしてまた職員、スタッフを養成することもできる団体なのかどうか等、十分な協議が必要だと思っています。すでにやったというお話ですが、その点も併せて再度ご検討のほうをお願いしたいと思っています。

○ 委員長

続いて42ページの、その他の児童福祉施設について、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

「少年相談センターの状況について」という通告を出しておりました。今日資料2の21ページに活動実績ということで書いてあります。そこでいくつか聞きたいのですが、現在5人体制と書いてありますね。常時は何人体制になっていますか。

○ 児童育成課長

少年相談センターの職員の配置でございますけれども、嘱託職員5名を配置しております。

○ 川上委員

その5人は交代ではなくて、いつも5人活動しているんですか。

○ 児童育成課長

休みとかそういった関係で、4人は常時配置しております。

○ 川上委員

5人で4人体制組んでいるということですね。4人体制なんですが、何曜日と何曜日に活動しているんですか。

○ 児童育成課長

活動につきましては定時補導、早朝補導、夜間補導と活動の計画を立てまして随時巡回補導等を行っております。

○ 川上委員

電話をかけるけれども、電話に出ないという日があるでしょう。何曜日と何曜日ですか。

○ 児童育成課長

いま言いましたように補導につきましては随時補導を行っておりますけれども、センターを空けるというようなことはないというふうに認識しております。

○ 川上委員

今度確認しましょう。それから事務を委託するとなっておりますね。これは具体的にどういうイメージでとらえられておるのでしょうか。

○ 児童育成課長

事務委託についてでございますけれども、生活圏を同じくする嘉麻市、桂川町を含めたエリア内において当施設を拠点といたしまして最も有効かつ効率的な非行防止、青少年の健全育成活動を実施するために事務委託を含めて方策を、両市、桂川町、警察等の関連機関とも協議しながら検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○ 川上委員

要するに桂川町、嘉麻市もですか。

○ 児童育成課長

失礼しました、嘉麻市、桂川町を含めたエリアというふうに考えております。

○ 川上委員

そうすると、少年相談センターを広域で持つようにすると。そしてどこか特定にところで事務委託をするというお考えがこういう表現になるんですかね。

○ 児童育成課長

そのとおりでございます。

○ 川上委員

どうしてそういうことをわざわざするのでしょうか。

○ 児童育成課長

先ほども申しましたように、広域的な非行防止の活動、青少年の健全育成活動に取り組むというような考え方でございます。

○ 川上委員

ここには書いてないからまさかとは思いますが、5人の人件費を削減するためにというのが一番あって、その後から広域化が必要だとか何とかいつているんじゃないでしょうかね。私は子供のことで言えば確かに広域でしないといけないこともあると思います。それは現状で桂川町とか嘉麻市と連携とってやればいいじゃないですか、できるようになっているんだから。それをわざわざ広域組合かなんかわかりませんが、組織を作ってやらなければならないということはないと思うんですよ。飯塚市がせっかく持っているのであれば飯塚市の地元の子もたちのことにもっと心を寄せて活動してはどうかと思うんですけど、何か間違っていますか。

○ 児童育成課長

ただいま言われました近隣の嘉麻市と桂川町の少年相談センターの設置状況でございますけれども、飯塚市と嘉麻市は設置しておりますけれども、桂川町には設置をしていないというふ

うなこともあるわけでございます。そういった意味からも広域的な青少年非行防止、または健全育成に努めていきたいというようなそういった考え方でございます。

○ 川上委員

これを最後にしますが、人件費を削ろうと思ってこういうことを考えているわけではないんですね。人件費は減りませんね。

○ 児童育成課長

人件費を削るというような考え方ではなく、逆に広域的になると人件費等もこれからの検討になろうかと思えますけれども、逆に増えてくるということも考えられるんじゃないかなというふうに思っております。

○ 川上委員

必要に応じてお金を出したいということですね。答弁を確認しておきます。この質問を終わります。